

第 14 号 平成 28 年 3 月 10 日 東ト協 適正化事業部

健康診断における省略基準について

前号では「健康診断の実施」についてお伝えしましたが、「定期健康診断」「特定業務 従事者の健康診断」における検査項目の省略基準について、省略可能な項目の説明に不足 している箇所がありました。今号では補足として、厚生労働大臣が定める省略基準等を追 加掲載いたします。

健康診断項目	定期健康診断	特定業務従事者の健康診断
既往歴及び業務歴(問診)	0	0
喫煙歴及び服薬歴	問診等で聴取を徹底する旨の通知あり。	
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	0	0
身長	20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可	
体重、視力及び聴力の検査	0	0
腹囲	以下の場合に医師の判断に基づき省略可	
	①40歳未満(35歳を除く)の者	
	②妊娠中の女性その他の者であってその胸囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの	
	③BMIが20未満である者	
	④BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者	
胸部エックス線検査及び喀痰検査	O %1 %2	〇(年1回で可)※2
血圧の測定	0	0
貧血検査(血色素量、赤血球数)	40歳未満(35歳を除く)の者については、 医師の判断に基づき省略可	40歳未満(35歳を除く)の者のほか、前回健康診断を受けた者については、医師の判断に基づき省略可
肝機能検査(GOT、GPT、γ -GTP)		
血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド)		
血糖検査(空腹時血糖、ヘモグロビンA1cでも代替可)		Librii-em SC Berrii
尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	0	0
心電図検査	40歳未満(35歳を除く)の者については、 医師の判断に基づき省略可	40歳未満(35歳を除く)の者のほか、前回 健康診断を受けた者については、医師の 判断に基づき省略可

〇三必ず受診する必要がある健診項目

- ※1=胸部エックス線検査 40歳未満(20歳、25歳、30歳、及び35歳を除く)の者で以下のいずれにも該当しないものについては、医師の判断に基づき省略可
- ①感染症法で結核にかかる定期の健康診断の対象とされている施設等の労働者
- ②じん肺法で3年に1回じん肺健康診断の対象とされている労働者
- ※2=喀痰検査 以下の場合に医師の判断に基づき省略可
- ①胸部エックス線検査によって病変の発見されない者
- ②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
- ③※1の胸部エックス線検査の項に掲げる者

「定期健康診断」「特定業務従事者の健康診断」は、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるとき省略することができます。医師が必要でないと認めるとは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。従って、年齢等により機械的に決定されるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

無事故無違反・運転記録証明書の取得

本年1月に長野県軽井沢町で発生したスキーツアーバス事故を受けて、「初任運転者に対する特別な指導」「初任診断」等が注目されていますが、新たに雇い入れた運転者については、運転記録証明書等で過去の事故歴(過去3年間以上)を、把握する必要がありますのでご注意ください。

1 新たに雇い入れた運転者の事故歴の把握

新規採用運転者については、自動車安全運転センターが交付する「無事故・無違反証明書」または「運転記録証明書」等で、<u>過去の事故歴(過去3年間以上)を初めてトラックに乗務する前に把握しなければなりません</u>。これにより、事故惹起運転者に該当するか否かを確認する必要があります。

もし、事故惹起運転者に該当した場合には、初任診断に代えて事故惹起者が受けるべき適性診断(特定診断 I、特定診断 I)を受けることとなります。

また、65歳以上の運転者の場合は、初任診断に代えて適齢診断を受けることとなりますのでご注意ください。

2 無事故無違反・運転記録証明書の申請方法

(1)申請手続き

証明書申込用紙は、警察署、交番、駐在所、及び自動車安全運転センター各都道府県事 務所に備えています。

申込用紙(郵便振替用紙に印刷したもの)に必要事項を記入し、手数料を添えて郵便局から申し込むか、センター事務所の窓口へ直接申し込んでださい。ただし、即時交付は行っていません。

証明書は、申込者の住所へ郵送します。住居以外への郵送を希望する場合は、郵送先(郵便番号含む)を通信欄へ記入してください。

(2) 代理人による申請手続き

申請者本人から委任を受けた場合、代理申請も可能です。この際、委任を受けたことを明らかにする書面が必要です。また、事業所等で一括して代理申請することもできます。

一括申請の際は、自動車安全運転センター東京事務所から運転記録証明書交付申請書及び委任状(申請者一覧)を取り寄せ、必要事項を記入し、センター事務所へ郵送、または窓口へ直接申し込んでください。

なお、証明書等の取得にあたっては、東ト協の助成制度もご利用いただけますので、支部に備え付けの証明書交付申請書により申請を行ってください。詳しくは、各支部までお問い合わせください。

【自動車安全運転センター東京事務所】

品川区東大井1-12-5 鮫洲運転免許試験場内 (**☎**03-5781-3660)